

議案第67号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。